

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地域の災害リスク

(1) 地震

九十九里に大きな被害をもたらした地震は、相模トラフ沿いで発生した元禄地震である。このタイプの地震は、過去約 7000 年間に 2000 年～3000 年間隔で 4 回発生しており、その最後のものが元禄関東地震によるものである。元禄関東地震が 1703 年に発生したことを踏まえると、しばらくのところ元禄関東地震タイプの地震が発生する可能性はないと考えられている。

また、1923 年大正関東地震に代表される地震として、マグニチュード 8 クラスの地震が 200 年～400 年間隔で発生すると考えられている。しかし、大正関東地震から既に 90 年が経過しているため、当面このようなタイプの地震が発生する可能性は低いと考えられている。

一方、中央防災会議では南関東のいずれかで近い将来マグニチュード 7 クラスの地震が発生することを想定しているが、どこで発生するかはわからないとしている。

以上を踏まえ、九十九里では地域防災計画の前提として、平成 25 年度に実施した「防災アセスメント調査」によって、町の直下で発生する地震を想定しており、地震等の想定条件および、主な被害予測は次のとおりである。

【地震等の想定条件】

- 地震名 九十九里町直下の地震
- 震源域の位置 九十九里町直下（フィリピン海プレート内で発生する地震）
- マグニチュード 7.3
- 発生時の条件 季節及び時刻：冬季 5 時、夏季 12 時、冬季 18 時

【主な被害予測】

- 建物被害 全壊 348 棟 大規模半壊 77 棟 半壊 1,723 棟
- 人的被害 負傷者数（重傷者含む）131 人（夏 12 時に発生の場合）
174 人（冬 18 時に発生の場合）
317 人（冬 5 時に発生の場合）
- 避難所避難者数 1 日後 2,080 人 1 週間後 1,313 人 1 ヶ月後 510 人

(2) 津波

平成 23 年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書（平成 24 年 3 月千葉県）によると、九十九里町では津波高 10m の浸水範囲を前提とし、第一波の津波到達時間は津波避難計画において約 40 分と想定されている。

また、過去には遠方を震源とする地震により発生し、伝播してきた津波（1952 年カムチャッカ津波、1960 年チリ地震、2010 年チリ中部沿岸地震）の襲来もあったため、遠方での地震によって発生する津波の影響も懸念されている。

(3) 風水害

50 年に 1 回程度発生すると考えられる大雨を前提とした場合、真亀川の氾濫が千葉県の調査により予測されており、それに伴う被害として、0.5m 未満の浸

水が 596 棟、0.5m～1m未満が 159 棟、1m～2m未満が 3 棟と予測されている。

2 商工業者の状況（令和3年5月27日現在）

（1）商工業者数 606人（商工会による独自調査）

（2）小規模事業者数 555人（平成28年度経済センサス）

内 訳

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建設業	116	106	町内に広く分散
製造業	108	99	水産加工業は海岸沿いを中心に立地。その他については町内に広く点在
卸売業	25	23	点在している。
小売業	111	102	町内に広く分散
飲食・宿泊業	96	88	海岸沿いを中心に立地
サービス業	124	114	町内に広く分散
その他	25	23	町内に広く分散
合 計	606	555	

3 これまでの取組

（1）九十九里町の取組

① 九十九里町地域防災計画の策定

本計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条に基づき、九十九里町地域防災会議が作成する計画であって、町の地域に係る防災に関し、町、県、防災機関等などが処理すべき事務または業務の大綱を定めたものである。町では、災害予防、災害応急、災害復旧の各種段階に応じて、必要となる災害対策を実施することとしている。

② 総合防災訓練の実施

（ア）総合防災訓練

九十九里町では、防災関係機関、関係団体及び住民の協力を得て、大規模な地震や津波等の発生を想定した総合防災訓練を実施している。

③ 町の防災訓練の実施

（ア）災害通信訓練

関係機関との通信連絡の円滑、迅速、確実を期すため、通信連絡の訓練を実施している。

（イ）シェイクアウト訓練

地震の揺れから身を守る安全行動を身につけるため、指定された日時に、それぞれの場所で、「3つの安全行動」（ドロップ（姿勢を低く）・カバー（体・頭を守る）・ホールドオン（揺れが収まるまでじっとしている））を実践するシェイクアウト訓練を実施している。

（ウ）水防訓練

梅雨期及び台風期の出水に備え、水防活動を迅速かつ的確に遂行するた

め、水防訓練を実施している。

④ 非常用物資の備蓄

(ア) 食料、飲料水、生活必需品の備蓄

九十九里町直下の地震における避難所避難者数（1日後）は2,080人（人口比11.5%）が想定されており、この数を対象者とし、県による「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」（平成24年8月）の備蓄の基本方針に基づき発災から3日間程度の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄している。

(イ) 飲料水供給施設の整備

災害用貯水タンク及び非常災害用井戸の整備、非常用浄水装置、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進する。

また、地域の井戸等について飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える体制を整備している。

(ウ) 防災用資機材等の備蓄

災害時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材について備蓄をしている。

(2) 当会の取組

- ① BCP（事業継続計画）に関する各種施策の周知
- ② 損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進
- ③ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金等）
- ④ 日本政策金融公庫や県などの公的な各種融資制度の斡旋
- ⑤ 国、県及び町が行った商工業関係被害状況調査への協力

II 課題

- 1 九十九里町の防災計画では、「共通編の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者」に商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は商工業関係被害状況調査の協力や救助用物資、復旧用物資の確保についての協力等の記載にとどまっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当町と当会の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築等が必要となっている。
- 2 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。
- 3 BCP（事業継続計画）を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。
- 4 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

III 目標

- 1 発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告

ルートを構築する。

- 2 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3 B C P（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やB C P（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年10月1日～令和8年3月31日)

II 事業継続力強化支援事業の内容

1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 町広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ BCP（事業継続計画）策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP（事業継続計画）策定個別相談会を開催する。
- ④ 当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和3年3月17日開催の当会理事会にて危機管理規程およびマニュアルの制定が承認され、以来実施している。

(3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会を開催する。
- ② 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ③ 被災した小規模事業者が低金利融資を受けられるように、金融機関と協力、連携を図る。
- ④ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて、建設・設備等の関連団体と連携する。

(4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対してその取組み（策定したBCP計画の遂行）を支援する。
- ② BCP（事業継続計画）策定個別相談会に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP（事業継続計画）策定に向けて具体的に支援する。
- ③ 当会に事業継続力強化支援協議会（構成員：九十九里町担当者、当会正副会長）を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7.3の地震等）が発生したと仮定し、九十九里町と当会とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、毎年九十九里町主催による大規模な防災訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必

要に応じての実施とする。

(6) 防災備品の購入

当会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて下記の防災備品を購入する。

防災備品 購入一覧

備品名	数量	備品名	数量
w e b 会議用機材 (カメラマイク)	5 台	パソコン	2 台
w e b 会議用機材 (ソフト)	1 個	飲料水 2 L	30 本
発電機(家庭用カセット ボンベ式)	3 台	消毒液 2 L	10 本
カセットボンベ	10 本	体温計 (非接触型)	3 個
携帯電話充電器	5 台	防災セット 30 点入)	10 個
ブルーシート	20 枚	土のう袋	30 枚
携帯ラジオ	5 台	マスク	500 枚

※上記防災備品は本計画期間中（令和 3 年度から令和 7 年度）に分割して購入する。但し、購入備品の数量等については必要に応じて見直す場合もある。

(7) その他

重要なデータの適切な保管と情報収集・発信手段等を整備する。

2 発災後の対策

自然災害等発災時には、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 当会事務局責任者は、発災後 3 時間以内に職員緊急連絡網や S N S 等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。

※事務局責任者が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。

- ② 業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は九十九里町と当会で共有する。

(2) 応急対策の方針決定

- ① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする、
(ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
(イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
(ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤

する。

- ② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
作田・小関 田中荒生地区	理事	1 人	大まかな被害状況の把握等
荒生・宿・栗生地区	理事	1 人	〃
細屋敷・下貝塚 西野・藤下地区	理事	1 人	〃
不動堂・真亀 真亀新田地区	理事	1 人	〃
片貝地区	理事	1 人	〃

- ③ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を九十九里町と当会で共有する。

(九十九里町と九十九里町商工会で共有する被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内 10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	・地区内 5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考え。

- ④ 九十九里町と九十九里町商工会は災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

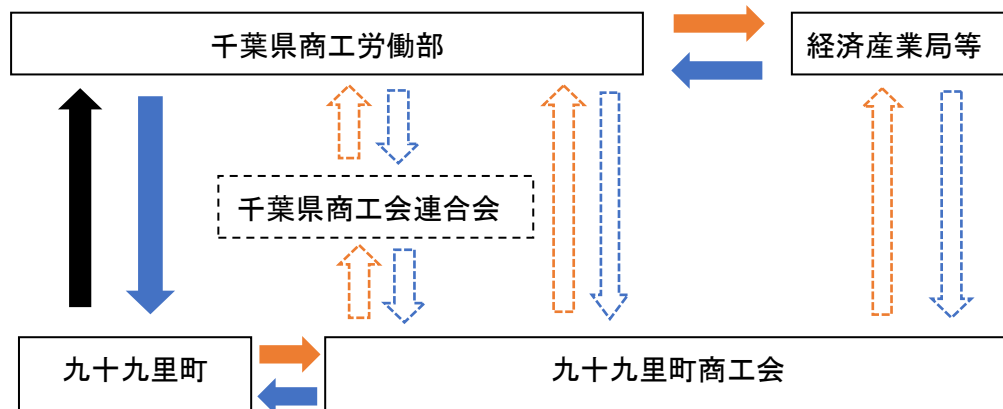
発災後～1週間	1日に1回以上共有する。 必要に応じて追加する
1週間～2週間	週に2回共有する
2週間～3週間	週に1回共有する
3週間以降	必要に応じて連絡する

※電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接町役場を訪問し、被害情報等を報告する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

- (1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び

指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。



(2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。

九十九里町及び当会からの要請等に基づき、当会の役員と職員が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員は被災地域以外の者とする。

(3) 九十九里町と当会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

① 確認方法

当会の役員及び職員で構成する「災害復旧支援班」を地区ごとに組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員 1 名 班員：役員 1 名、職員 1 名

※役員は被災地域以外の者とする。

② 被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当会と九十九里町であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

(4) 九十九里町と当会が共有した上記の（2）及び（3）の情報は千葉県の指定する方法にて九十九里町より千葉県へ報告する。また当会より千葉県商工会連合会へ報告する。

4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

当会による支援は次のとおりとする。

(1) 当会の電源を携帯電話充電のために開放する。

(2) 当会の発電機等機材を貸出する。

(3) ブルーシート等を配布する。

(4) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について九十九里町と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。

(5) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において、経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。

(6) 前記 3 の（3）で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害

状況の詳細を確認する。

- (7) 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町の施策）を地区内小規模事業者等へ周知する。
- (8) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、町の施策）の説明会及び個別相談会を開催する。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者を支援する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者が小規模事業者持続化補助金や復興助成金、給付金等を申請する場合の書類作成等を支援する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。

6 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

(1) 事前の対策

- ① Web 会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。
(注) 前記Ⅱの1の(6)の主な防災備品購入一覧に記載のとおり

(2) 流行時の対策

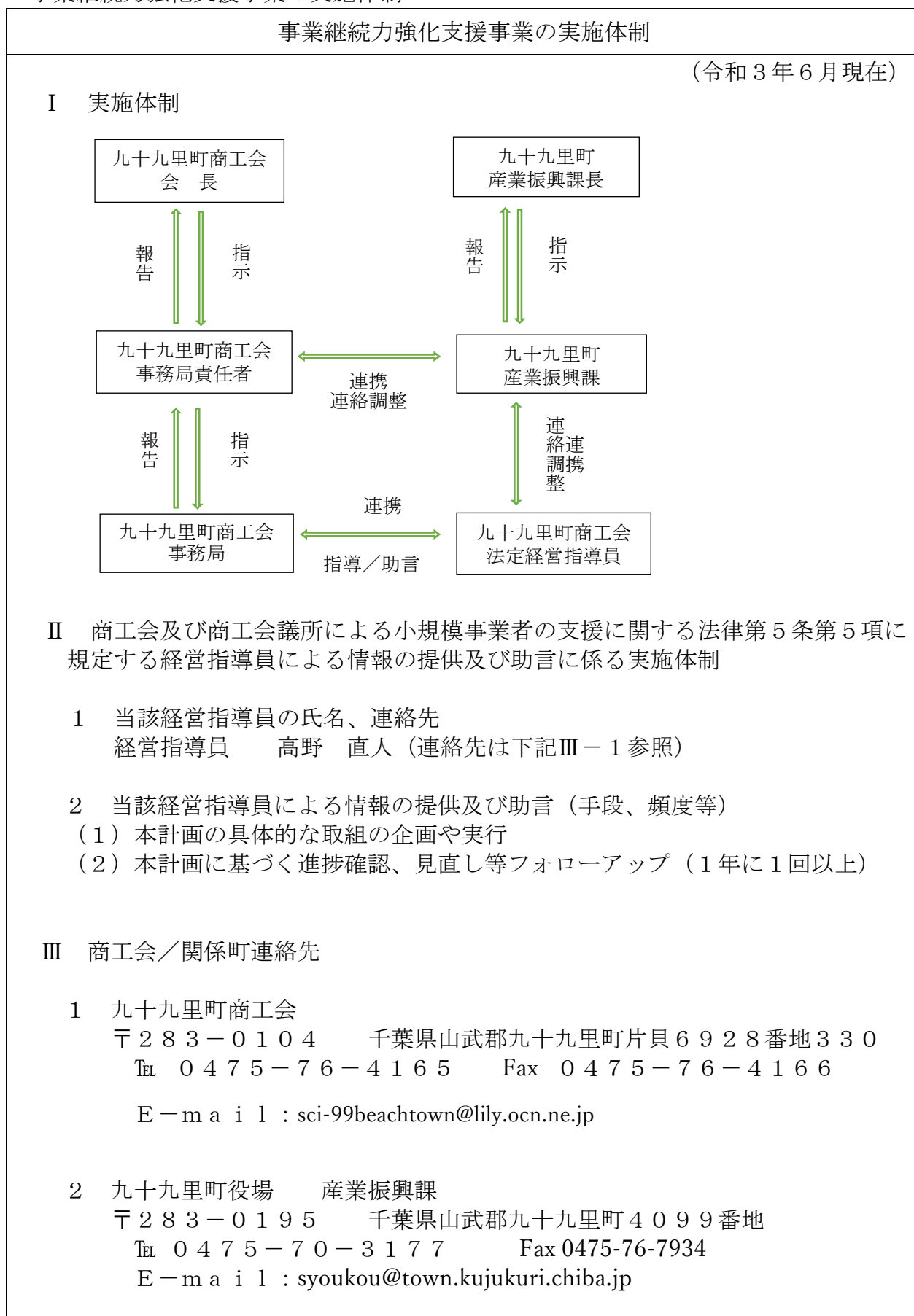
- ① 当会職員の勤務について、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
- ③ 消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ④ 当会職員のいずれかが感染した場合は県や保健所等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
必要な資金の額	1 8 0	1 8 0	1 8 0	1 8 0	1 8 0
BCP策定計画策 定講習会開催費	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0
謝金・旅費	(3 5)	(3 5)	(3 5)	(3 5)	(3 5)
通信費他	(2 5)	(2 5)	(2 5)	(2 5)	(2 5)
防災備品購入費	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0

調 達 方 法
会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金、九十九里町補助金等